

## 会議録（2月）

平成30年2月15日  
教育委員会会議室

1. 出席委員 教育長 猪野 貴一 教育長職務代理者 石井 勇  
委員 寺本 俊文 委員 興梠 浩幸  
委員 松本 貴子

2. 事務局 教育次長 武内 秀元 指導主事 渡木 秀明

3. 書記 教育次長 武内 秀元

4. 報告

- (1) 平成30年度の学級編成等について **※ 非公開とする。**
- (2) 五ヶ瀬町佐伯勝元教育基金奨学金について
- (3) 五ヶ瀬町佐伯勝元教育基金高等学校入学支度金補助金について

5. 協議

- (1) 五ヶ瀬町いじめ防止基本方針の改定について

6. その他

- (1) 第49回町民駅伝競走大会及び第33回小学生ロードレース大会の申し込み状況について
- (2) 小学校・中学校卒業式について
- (3) 明治大学マンドリン倶楽部五ヶ瀬公演について
- (4) 五ヶ瀬町地域おこし協力隊募集要項について

### 連絡事項

- (1) 教育委員会行事予定（2・3月）について

会議録 午後5時27分開会

教育長 あいさつ

議事録署名委員：寺本 俊文 委員

Q…Question（質問）、A…Answer（回答）

O…Opinion（意見）

E…Explanation（説明）

#### 【4 報告】

1 平成30年度の学級編成等について **※ 非公開とする。**

2 五ヶ瀬町佐伯勝元教育基金奨学金について

① 教育次長が資料に基づき説明する。

- ・本日、条例審査会があり、3月議会に条例を上程することとなった。内容は、以下のとおりである。
  - ・目的は、心豊かで幅広い視野と郷土愛を持つ子どもを育み、その未来を創造するため、大学に進学する学生に対し奨学金を貸付することを目的とする。
  - ・学校教育法第87条に定める、大学に在学する者とした。短期大学は含まないため、第87条を入れた。
  - ・対象者は、五ヶ瀬町に住所を有し、生活実態のある者の子弟とする。
  - ・前回の定例教育委員会では、対象となる学部を医学部、薬学部及び農学部に限定していたが、全ての学部を対象とした。
  - ・奨学金は、医学部が毎月100,000円、薬学部が毎月70,000円、その他の学部が毎月50,000円の範囲内の額を無利子で貸し付ける。
  - ・返済は、卒業した日又は貸付を中止された日の属する月の翌月から起算して1か年を経過した後から10年以内の期間に奨学金総額を返還する。医学部では、毎月10万円借りた場合に、毎月60,000円の返済となり、薬学部では、毎月7万円借りた場合に、毎月42,000円の返済となり、その他の学部では、毎月5万円借りた場合に、毎月20,000円の返済となる。
  - ・保証人は1名とし、年齢は60歳未満で、借主と生計を別にするが、住所は限定しない。
  - ・返還に係る猶予及び免除の規定で、猶予は、災害その他特別の事情により、期間内に返還が困難となったときは、猶予することができ、免除は、本町に住所を有することになったときは、本町に住所を有する期間、本町に住所を有し、生活実態がある場合は、当該奨学金の返還を免除する。
  - ・先月の定例教育委員会では、医学部・薬学部は5年間、農学部は15年間、本町に住所を有したら免除と説明したが、年数を決めず、本町に住所を有している期間を免除することとした。
  - ・選考委員は、副町長、教育長、総務課長、企画課長、病院事務長及び教育次長とする。
  - ・申込みに必要な書類は、①借主となる者の所得証明書、納税証明書及び印鑑証明書、②保証人の納税証明書及び印鑑証明書、③奨学生の在学証明書、④その他町教育委員会が必要と認める書類とした。所得証明は、申込み多数の場合、世帯の所得状況により生活に困窮している家庭を優先するためとした。
  - ・基金のシミュレーションをすると、年間の貸与者は3名が限度のようである。

2 五ヶ瀬町佐伯勝元教育基金高等学校入学支度金補助金について

- ① 教育次長が資料に基づき説明する。
- ・目的は、高等学校に進学する生徒で、経済的理由によって就学困難と認められる生徒の保護者に対し、五ヶ瀬町に現住所を有する保護者が負担する、高校入学に必要な費用の一部を補助し経済的援助をすることにより保護者の経済負担の軽減を図る。
  - ・先月の説明では、高校を高千穂高校及び矢部高校へ進学する者全員に支給することを考えていたが、高校は限定しないこととした。
  - ・対象者は、五ヶ瀬町に住所を有し、生活実態のある者の子弟で、「五ヶ瀬町就学援助に関する規則」に該当する要保護、準要保護世帯の生徒とした。該当者は、年間平均3名程度である。
  - ・高校入学支度金として、入学に係る費用の半額程度の5万円を支給する。
  - ・中等教育学校の前期課程に対して、毎月3万円補助するという制度は、一人に対する費用がかかり過ぎることもあり、制度化しなかった。

(質疑)

Q 1－1 免除の考え方をもう一度説明してほしい。

A 1－1 例えば、大学を卒業して、役場に入庁した場合、ずっと五ヶ瀬に住むことになれば、その期間を免除する。10年以上いれば全額免除になる。五ヶ瀬に帰ってきている期間ということで、10年返済期間のうち、5年間五ヶ瀬に帰ってきていれば、5年間分は免除になる。町外に転出すれば、そこからまた返還が始まる。

Q 1－2 例えば、8年間町外にいて、五ヶ瀬に帰ってきた場合、2年間だけ免除になるのか。返済期間に10年かけなければ免除にならないことになるのか。

A 1－2 その他の学部で、毎月5万円借りた場合は、毎月2万円の返済で10年間かけて返済することになり、医学部、薬学部でも10年間で返すように設定している。医学部、薬学部は借りる額が高ければ、毎月の返す金額も高くなる。これは、給料も高いだろうという想定で設定したが、薬学部が高いかどうかは疑問であるが。毎月の返せる額を計算して借りなければ、丸々借りると返済が大変になるかもしれない。

Q 1－3 借りる額は自由なのか。

A 1－3 範囲内であれば自由である。その他の学部では、5万円を超えて借りることは出来ないが、5万円の範囲内であれば、いくらでも構わない。

Q 2－1 他の奨学金と重複して借りることが出来るのか。

A 2－1 可能である。申請書に他の奨学金を借りる予定があるかを問うている。

Q 2－2 重複して借りた場合、毎月の返済額が膨らんで厳しくなる可能性があるのではないか。

A 2－2 他の制度のを借りていれば、本町の奨学金は少なく借りることが出来

るかもしれない。返済が厳しくなれば、猶予制度も設けており、猶予に関しては、年限を決めていないので、相談で決めることが可能である。

E 1 今は、返済が問題になっていて、本人が返せないとか親が60歳を超えていながら返している。急に5・600万円を返すように言わされたとかいうのが社会問題的に報道されているが、そうならないように考えさせることが大切である。それと学生機構のは利子が付く。40パーセント程度の利子が付くと聞いている。本町のは無利子なので、その分は低いと考える。

Q 3 大学を中退した場合の返済はどうなるのか。

A 3 中退して1ヶ月経過した後の1年後から返済が始まる。

Q 4 選考基準の一番優先されるものは、家庭的な困窮なのか。

A 4 応募が多ければ、所得を考慮させていただく。申し込んだ人全てに貸与出来れば良いが、年間3名が限度があるので、何らかの選考基準が必要になる。

Q 5 この奨学金の申し込みが殺到するのではないか。

A 5 有利で手続きが簡単な方に申し込むと思うので、申込みが多くなる可能性がある。

E 2 年間3名とした場合でも、これを運用するためには、7千万円が必要になる。5年若しくは10年で見直す予定である。

Q 6-1 借主は本人か。

A 6-1 保護者である。

Q 6-2 親が借りて、子どもが払って行くのか。

A 6-2 そういうことになる。

Q 7 今年の4月から実施するのか。

A 7 4月から施行するが、実際には周知し、募集期間を設け、6月の補正予算を組むことになるので、7月くらいから貸付けが出来るようになると考えている。

## 【5 協議】

### 1 五ヶ瀬町いじめ防止基本方針の改定について

① 渡木指導主事が説明する。

- ・先月、いじめ防止基本方針を渡し、今までに見ていただき、改定についての意見をいただくことになっていた。感想等があればお願いしたい。

- ・現在、これを元に各学校での作り替えをお願いしている。

(質疑)

E 1 今年一年、生徒の非行はなかった。喧嘩はあるが、それが積もり積もっていじめに発展するようなことは起こっていない。いじめの基本方針の趣旨は、いじめ等が起こらないようにするためというのと、起きた時にどういうふうなアクションをするかということ。この基本方針を策定して4年目になる。発端は、大津市である。大津市は、第三者委員会をいじめを受けた保護者が選んで良いというような条例案を出すようである。教育委員会の第三者委員会は、こちらで決めるが、首長部局の方の第三者委員会の決定権を被害者である保護者に決めさせるという条例案を出すというような色んな動きがある。委員の半分以上を被害者の意見を元に構成するということである。見る限りでは、この案を通させていただけると有難い。

E 2 来週、20日にこれを元に各学校の生徒指導担当を集めて、一日かけて徹底し、各学校のいじめ防止基本方針の作成にも移る予定である。各学校のいじめ防止基本方針については、公表しなければならないので、次年度になるが、出来上がったら教育委員にも見ていただきたい。

## 【6 その他】

### 1 第49回町民駅伝競走大会及び第33回小学生ロードレース大会の申し込み状況について

- ① 資料に基づき、教育次長が説明する。
- ・町民駅伝競走大会は、一般が12チームで、オープンが6チームで、計18チームの申し込みがある。
  - ・昨年度は、20チームであり、一般とオープンが1チームずつ減った。
  - ・小学生ロードレースは、94名の参加申し込みがある。

(質疑)

O 1 もう少しコミュニティスポーツ推進員にチーム編成の努力をお願いしたい。出場選手以外に人がいるので、もう少しはチームが作れるのではないか。来年は、50回大会なので、もう少し頑張っていただきたい。

### 2 小学校・中学校卒業式について

- ① 資料に基づき、教育次長が説明する。
- ・中学校の卒業式は、昨年度から学校が一つになったということで、五ヶ瀬中学校の卒業式に教育委員全員、出席をいただいている。
  - ・3月22日に小学校の卒業式がある。小学校は、各小学校に毎回出席いたしている。今年も同様にお願いする。

- ・教育委員には、告辞を読んでいただいている。
- ・今年度、教育長が出席する学校は、坂本小学校とする。

(決定事項)

学校名	出席委員等
鞍岡小学校	石井 勇教育長職務代理者
三ヶ所小学校	寺本 俊文教育委員
坂本小学校	猪野 貴一教育長、松本 貴子教育委員
上組小学校	興梠 浩幸教育委員

(質疑) なし

**3 明治大学マンドリン倶楽部五ヶ瀬公演について**

- ① 資料に基づき、教育次長が説明する。
- ・明治大学マンドリン倶楽部の九州公演に合わせ、五ヶ瀬町で開催する。
  - ・日時及び場所は、3月18日の日曜日に町民センターで行う。
  - ・今回、入場料を設定し、前売り券が大人1,000円、小学生・中学生が500円で、当日券は、大人1,200円、小学生・中学生が600円とした。

(質疑)

なし

**4 五ヶ瀬町地域おこし協力隊募集について**

- ① 教育次長が説明する。
- ・教育長と教育次長で、熊本学園大学及び東海大学に行ったが、大学生の応募はない。企画課が募集している観光協会業務に2名の応募がある。
  - ・2月末まで募集期間を設けている。

(質疑)

なし

**連絡事項**

- 1 委員会の2・3月行事予定  
※ 一覧表により次長が説明する。

**次回の定例教育委員会日程**

3月15日（木）午後5時30分 教育委員会において開催する。

閉会時刻 午後6時12分

教 育 長

会議録署名委員

会議録調整者